

(ポイント)

● 11月5日、日本政府は新型コロナウイルスに関する新たな水際対策措置の実施を発表しました。

● 11月8日(月)午前0時以降(日本時間)、ネパールから日本への全ての入国者及び帰国者は、検疫所長の指定する宿泊施設での3日間の待機が求められることとなります。

● また、入国時・帰国時の検疫で、有効なワクチン接種証明書の「写し」を提出する方は、検疫所が確保する宿泊施設での3日間の待機や、入国後14日間の待機期間の一部※が短縮されます(ネパールで発行されたワクチン接種証明書はわが国では現在有効とは認められておりませんのでご注意ください)。

※入国後14日間の待機期間の一部を短縮するためには、入国後10日目以降に自主検査を受け、厚生労働省(入国者健康確認センター)に陰性の結果を届け出ることが必要です。

### 日本政府による新たな水際対策措置

(日本入国後の検疫所長が指定する宿泊施設での3日間の待機について)

1 11月8日(月)午前0時以降(日本時間)、ネパールから日本への全ての入国者及び帰国者は、検疫所長の指定する宿泊施設での3日間の待機が求められることとなります。なお、11月7日(日)まで(日本時間)に日本に入国された場合には、現行どおり、入国後14日間の自宅等での待機となります。

2 これまでネパールから日本への入国者及び帰国者については、入国後14日間の自宅等での待機していただくこととなっていましたが、今後は①検疫所長の指定する宿泊施設で3日間待機いただき、②入国後3日目に検査を行い、検査結果が陰性であれば検疫所が確保する宿泊施設を退所し、③入国後14日となるまで自宅等にて待機を継続していただくこととなります(3日間を検疫所が確保する宿泊施設で待機した後、残り11日間を自宅等で待機していただくこととなります)。なお、到着日当日は待機期間としてカウントされず、到着日翌日が待機期間の起算日となります。

(例: 11月8日に日本に入国する場合→11月9日から11月11日の3日間が検疫所長の指定する宿泊施設での待機期間となり、11月12日から22日までの11日間は自宅等での待機期間となります)

3 本措置の詳細については以下の外務省のホームページから確認可能となっております。

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4\\_009165.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_009165.html)

4 今回の待機措置に伴い、空港からの移動手段、入国後の待機場所、空港での海

外在留邦人向けワクチン接種の予約を変更する必要がある方は、御注意ください。

なお、海外在留邦人向けワクチン接種の予約をしている方で、予約を変更またはキャンセルされる方は、予約日の前日まで以下の特設予約サイト上で変更またはキャンセルすることができます。体調不良等で接種当日にキャンセルされる場合は、コールセンターへ御連絡ください。

○海外在留邦人等向け新型コロナウイルスワクチン接種予約サイト

[https://mar.s-kantan.jp/mofa-v-u/reserve/offerList\\_initDisplay.action](https://mar.s-kantan.jp/mofa-v-u/reserve/offerList_initDisplay.action)

○外務省ワクチン接種コールセンター

電話番号：（＋８１）０３－６６３３－３２３７（有料）

：（＋８１）５０－５８０６－２５８７（有料）

スカイプでのお問い合わせ：mofa-vaccine-QA@asiahs.com（無料）

５ また、入国時・帰国時の検疫で、有効なワクチン接種証明書の「写し」を提出する方は、検疫所が確保する宿泊施設での３日間の待機や、入国後１４日間の待機期間の一部※が短縮されます（ネパールで発行されたワクチン接種証明書はわが国では現在有効とは認められておりませんのでご注意ください）。

※入国後１４日間の待機期間の一部を短縮するためには、入国後１０日目以降に自主検査を受け、厚生労働省（入国者健康確認センター）に陰性の結果を届け出すことが必要です。

詳細につきましては、以下の厚生労働省ホームページをご確認ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00307.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00307.html)

また、我が国が有効と認めるワクチン接種証明書を発行する国・地域は、以下をご参照ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/countrylist1029.pdf>

６ 日本入国に際しての提出書類や日本政府による水際対策にかかる措置につきましては以下の厚生労働省のホームページから、ネパール出国前に行うべきことについては以下の当館ホームページからそれぞれ確認可能ですので、日本への入国・帰国を検討されている方はご一読願います。

○厚生労働省ホームページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00209.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html)

○在ネパール日本大使館ホームページ（日本にご帰国される方へ）

[https://www.np.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/11\\_000001\\_00451.html](https://www.np.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00451.html)

7 当館がこれまでに発出した新型コロナウイルスに関する領事メールは以下の当館のホームページから確認可能となっております。

[https://www.np.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/11\\_000001\\_00022.html](https://www.np.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00022.html)

※ この情報は、お知り合いや旅行者等にもお知らせください。

※ 在留邦人で在留届を提出されていない方がおられましたら、大使館へ在留届を提出するようおすすめ願います。

オンライン在留届HP : <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

※ 近く帰国・離任を予定されている方、または既に帰国されている方は速やかに大使館までご連絡下さい。

※ このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及びたびレジに登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。自動配信を希望されない方は、帰国届を提出していただくか、たびレジへの登録をご自身で停止していただく必要があります。

「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止されたい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

大使館代表電話：4426680

※ 閉館時（休館日や夜間など）には、上記通常の代表電話から緊急電話対応者に転送されます。